

## 社会民主党政権公約に対する指定都市市長会要請

来る参議院議員選挙の政権公約は、地域主権改革にかかる政権の意志を示す重要な判断指標となる。

住民がより良い行政サービスを受けるためには、それを提供する自治体が地域のニーズを把握し、それに基づき施策の決定・実施ができることが重要であり、そのためには、住民の声を身近に聞くことができる基礎自治体が、広く行政サービスを担うことが必要である。道府県に比肩する高度な行政能力を有し、かつ、住民に最も身近な基礎自治体でもある指定都市は、「基礎自治体優先の原則」で進められる地域主権改革の先頭を走る決意である。

政権公約作成にあたり、事務配分の特例に対応した税制上の措置が不十分であるなど指定都市特有の課題も踏まえ、地域主権改革の断行を引き続き最重点政策として、次の事項について盛り込んでいただくよう、要請する。

指定都市は、従前から国に先駆けて行財政改革に取り組んできたところであり、今後とも、さらなる行政の公正性の確保・透明性の向上を図り、行財政改革を推進していく所存である。

指定都市市長会としては、貴党がこの要請について真摯に対応されることを強く望む。

平成 22 年 6 月 1 日  
指 定 都 市 市 長 会

## 1 指定都市に対する大幅な権限移譲

### (1) 権限移譲及び義務付け・枠付け・関与の見直し

地方分権改革推進計画に盛り込まれた義務付け・枠付け等の見直しは、あくまで第一歩に過ぎない。指定都市は道府県に比肩する高度な行政能力を有しており、国と地方、道府県と指定都市の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならない事務を除き、全ての権限を指定都市に移譲すること。また、法令等による義務付け・枠付け・関与を廃止・縮小すること。

### (2) 国の出先機関の見直し

国の出先機関改革に伴う事務・権限の移譲先として指定都市を明確に位置付け、人件費を含め必要な財源全てを税源移譲により措置すること。また、職員等の移管について議論を行うにあたっては、すでに国以上の大幅な職員定数の見直しを行っている指定都市の現状や意見を十分に反映させること。

## 2 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立

### (1) 国・地方間の税源配分の是正

地方が事務事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

### (2) 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

特に、地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

また、一括交付金は、あくまでも税源移譲までの経過措置とし、その措置期間を明確にすること。導入にあたっては、早期に制度設計を行うとともに、地方が必要とする財源を確保し、将来の税源移譲を見据え、その用途を限定しないこと。

なお、自治体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金にその機能を負わせないこと。

### (3) 地方交付税の改革等

地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

### (4) 大都市特例税制の創設

現在、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額について、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲を行うこと。

また、道府県と指定都市の役割分担を抜本的に見直すことにより、新たに指定都市の役割分担となる事務に必要な財源については、指定都市に税制上の措置をすること。

## 3 新たな大都市制度（特別自治市（仮称））の創設

現行の指定都市制度は50年以上前に暫定的に創設された制度である。全国の約2割もの人口が集中し、我が国を代表する大都市が、世界的な都市間競争や今後の人口減少社会に対応するため、そのポテンシャルを十分に発揮し、日本全体を牽引するエンジンとなるには不十分な制度である。

今後の地方政府基本法（仮称）の制定にあたっては、自立した基礎自治体への権限移譲の先行事例となるよう、大都市が地域特性や実情にあわせ、広域自治体や周辺自治体と多様な連携を行いながら、創意工夫と責任に基づく自立的な都市経営を行うために、あるべき大都市制度の一つの姿として、二層制の自治構造を廃し、広域自治体と指定都市を同格とする新たな「大都市制度（特別自治市（仮称））」の創設を盛り込むこと。

## 4 指定都市からの意見聴取及びその意見の地域主権改革への反映

上記の地域主権改革を推進するにあたっては、大都市という観点も含めた多様な地域の実情を反映させる必要がある。については、指定都市市長会の位置付けを明確化し、「国と地方の協議の場」への指定都市の代表者の参加などにより、指定都市から直接意見を聴取し、その意見を今後の取組に反映させること。